

資料 1

生駒市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定により実施する生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）の活動（委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況をいう。）の点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価)

第 2 条 委員会は、法第 27 条第 1 項の規定により、毎年、前年度の活動を点検及び評価する。

(点検評価委員)

第 3 条 委員会は、前条の点検及び評価を実施するに当たり、法第 27 条第 2 項の規定による学識経験者の知見の活用を図るため、生駒市教育委員会活動点検評価委員（以下「点検評価委員」という。）を委嘱する。

2 点検評価委員の人数は、2 名とする。

3 点検評価委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 点検評価委員は、再任されることができる。

(意見書の提出)

第 4 条 点検評価委員は、委員会の求めに応じ、活動の点検及び評価を行ったときは、その結果に対する意見書を作成し、委員会へ提出するものとする。

(市議会への報告)

第 5 条 委員会は、法第 27 条第 1 項の規定により、毎年、第 2 条の点検及び評価の結果に、前条の意見書を添付した報告書を作成し、生駒市議会へ報告するものとする。

(公表)

第6条 委員会は、法第27条第1項の規定により、前条の報告書の概要を
広く市民へ公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の活動の点検及び評価につい
て必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。